



第2回定例会（多くの方に傍聴に来ていただきました）

一般質問	2~4 ページ
平成23年度特別会計補正予算	4 ページ
条例改正	5 ページ
議員発議・繰越明許費に関する報告	6 ページ
平成22年度各会計補正予算・委員会構成	7 ページ
議長就任挨拶	8 ページ

## 一般質問

### 六月議会で五人が町政全般について質問しました

(本稿は質問者の責任で作成しています)



橋村 孝彦 議員

#### 新町長、給与50%カットの整合性について

【議員】かつて、日本の町村制での首長は無給、無報酬の時代があった。その結果、富豪や地方の盟主でないと首長には成れなかつた。これでは、経済的弱者は首長になれなかつかりか、参政権まで奪うのに等しい。

そこで、政治家に適正な報酬を与える事は富める者も、そうでない者も等しく政治に参加する為に必要不可欠な事だ。つまり、誰でもが首長、議員選挙の候補者になれる環境が議会制民主主義の原則だ。

【議員】私は新町長が果敢に改革されようとしている事に成果も出ない内に反対はしない。この目的と効果、成果の予想は。

【町長】現下の財政状況、経済情勢を鑑み半分はまちづくりの為に使う。年約六百万円、四年間で二千四百万円の削減になる。

十分、成果、効果は有ると思う。

【議員】自分はお金があるから半額でよい。半分はボランティアか。政治は自分の為にあるのではない。町長も職員も我々も労働者。労働者の賃金

が下がると世の中にお金が回らない。その結果、消費が落ち込み景気は益々悪くなり税収も減少する。従つて、その分は消費される。

又、給料を下げざるを得ない状況になる。まさに、デフレスパイアルの見本と思うが。

【町長】半分は町の為使

は一時代前の首長制度に逆もどりする危険を感じるばかりか、その他、地域経済等に与える影響も懸念されるが。

【町長】半分で済ますと言うのは私の生活スタイルだ。パフォーマンスではない。残りは住民から上がってきた意見を基に有効的に使う。

【議員】私は副町長、教育長は今後、検討する。一般職員はしない。

【町長】副町長、教育長は町長と理念が同じ人を任命されると思う。

それなら当然、同じ半額であるべきと思う。私も一般職員の減額はするべきではないと思う。

【議員】副町長、教育長は任期中は継続されるのか。

【町長】任期四年間は継続する。

【議員】議案書では一年間の条例改正になつてゐるが、任期中は継続されると考へられる。

【町長】任期四年間は継続する。



佐藤 隆善 議員

#### 所信表明の交流人口と定住促進について



彼杵小学校

【議員】所信表明の重点

六項目の内、交流人口の

中学校の生徒に十分な部

活動の提供がされていな

い。今後の対応と処置は

運動員に十分な周知徹底

を誇る。

【議員】証票については、選挙管理委員長、郡内三町の会議や、県内八町の会議に提起して意見を求めたい。

選挙法第一三九条違反にあたる。

次回からの説明会では、今回起きた事件を教訓として候補者、関係運動員に十分な周知徹底

を誇る。



歴史民俗資料館

#### 義務教育について



【議員】政治活用看板を裏返しされたり、他の場所に移動されたり、嫌がせがあつた。公職選挙法違反に係らないか。

【議員】副町長、教育長は半額は副町長、教育長は今後、検討する。一般職員にも減額を望まされるのか。

【議員】副町長、教育長は半額は副町長、教育長は今後、検討する。

【議員】防災計画書に沿つて指摘の有つた点は改善したい。

【議員】防災計画書に沿つて指摘の有つた点は改善したい。

【議員】防災計画書に沿つて指摘の有つた点は改善したい。

【議員】防災計画書に沿つて指摘の有つた点は改善したい。

# 条例改正を可決

## 課設置条例の一部を改正する条例

まちづくり課を新設し、まちづくりの機能的組織、体制づくりに向け、役場組織の見直しを行うため。

## 公共下水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日本下水道協会が公益法人に移行するため、下部組織が切り離され、名称が長崎県下水道協会となるため。

## 定住促進条例の一部を改正する条例

対象者、交付要件及び金額等を拡充するため。

100万円（町内業者の施工による新築住宅の場合、住宅一戸につき）

70万円（町外業者の施工による新築住宅で、工事費のうち3割以上を町内業者が請けて施工した場合、住宅一戸につき）

50万円（町外業者の施工による新築住宅の場合、住宅一戸につき）

10万円（高校生以下の児童・生徒が同居する世帯の場合、1人につき）

## 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

現下の経済情勢、町財政状況等を踏まえ町長の給与を減額するもの。

第2条の規定にかかわらず、町長の平成23年7月から平成24年3月分の給料は、同条の月額から当該月額に100分の50を乗じて得た額を控除した額を支給するもの。

## 東彼杵町税条例の一部を改正する条例

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として今回改正されたものです。

個人住民税では、雑損控除の特例については、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間を現行3年から5年とする。

固定資産税では、大震災により滅失・破壊した住宅（被災住宅）の敷地用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10ヶ年度分について当該土地を住宅用地とみなし、小規模住宅用地の特例措置の対象とするものです。

## 損害賠償の額を定めることについて

国民健康保険税の賦課誤り（1件）により、127,800円を賠償する。

## 損害賠償の額を定め和解することについて

汚水幹線管渠建築工事に伴う振動により、相手方所有家屋が損傷したため、1,891,700円を賠償し、和解する。

浪瀬 真吾 議員



### 広域農道と 国道三四号線を繋ぐ 道路の建設について

【議員】本町を通る広域農道（大村湾グリーンロード）は、各関係機関、更には地権者、地域の皆様方のご理解とご協力により今年度末には開通の見込みである。

この広域農道の開通により、土地の有効利用や産業開発が見込まれ、かなりの交通量も予想される。この広域農道を有効活用するためにも大野原線と共に国道三四号線法音寺地区に通ずる道路の整備も必要になつてくるものと考えるが、町長の所見を伺う。

【町長】国道との接続の必要性は高いと思うが、計画に当たつては慎重な対応が必要と考へる。広域農道の完成によって交

【議員】本町を通る広域農道（大村湾グリ

## 平成22年度各会計補正予算(専決処分)

平成23年3月31日付、専決処分により補正予算措置がなされ、全会計について最終的な予算額が次のとおり確定しました。

単位：千円

会計別	補正予算額	最終予算額	H21最終予算額	H21対比(%)
一般会計	66,731	5,100,000	5,217,300	△117,300 (△2.2)
国民健康保険事業特別会計	△27,897	1,083,391	1,124,479	△41,088 (△3.7)
老人保健事業特別会計	△3,099	698	4,894	△4,196 (△85.7)
介護保険事業特別会計	△415	799,960	760,595	39,365 (5.2)
後期高齢者医療特別会計	△6,092	84,651	87,308	△2,657 (△3.0)
簡易水道事業特別会計	△5,900	262,335	312,182	△49,847 (△16.0)
農業集落排水事業特別会計	△1,300	40,100	40,800	△700 (△1.7)
漁業集落排水事業特別会計	△800	7,500	7,700	△200 (△2.6)
公共下水道事業特別会計	△14,104	398,147	429,738	△31,591 (△7.4)
※参考 公共用地等取得造成事業特別会計	—	49,832	148,320	△98,488 (△66.4)
計	7,124	7,826,614	8,133,316	△306,702 (△3.8)

## 議会委員会構成表

議長：森 敏則

副議長：本下 利之

(◎委員長、○副委員長)

委員会名	委員名							
常任委員会	総務文教厚生 常任委員会	◎岡田伊一郎	○浪瀬 真吾	堀 進一郎	佐藤 隆善 後城 一雄	本下 利之		
	産業建設 常任委員会	◎福田 修	○樋口庄次郎	橋村 孝彦	滝川 初夫 吉永 秀俊			
議会運営委員会	◎橋村 孝彦	○吉永 秀俊	福田 修	浪瀬 真吾 岡田伊一郎	本下 利之			
議会広報編集特別委員会	◎樋口庄次郎	○滝川 初夫	本下 利之	橋村 孝彦 佐藤 隆善	岡田伊一郎			
議会改革特別委員会	◎吉永 秀俊	○佐藤 隆善	福田 修	橋村 孝彦 浪瀬 真吾	堀 進一郎	滝川 初夫	樋口庄次郎	
学校適正規模調査検討特別委員会	◎浪瀬 真吾	○本下 利之	福田 修	橋村 孝彦 堀 進一郎	滝川 初夫	吉永 秀俊	佐藤 隆善	樋口庄次郎
東彼杵町監査委員(議選)	吉永 秀俊							
東彼杵町学校給食センター運営委員	佐藤 隆善							

## 議員発議

### 議会委員会条例の一部を改正する条例

役場組織見直しにおいて、「まちづくり課」が新たに設置されたことに伴い、常任委員会の所管を追加するため。



今議会に求められているものとは

### 議会改革特別委員会設置に関する決議

地方分権・地域主権時代にふさわしい議会とは何かを調査研究するため。

### 学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議

昨今の著しい子どもの減少に伴い、児童生徒がより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるよう、執行部とともに適正な学校規模について調査研究するため。

## 東彼杵町副町長の選任について



全員一致で同意しました

住所 東彼杵町三根郷1745番地3

氏名 小山田 正一 (62歳)

## 平成22年度繰越明許費に関する報告

### ●一般会計について 繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は24事業 517,402千円

### ●公共用地等取得造成事業特別会計について 繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は1事業 35,400千円

### ●簡易水道事業特別会計について 繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は3事業 50,904千円

## 大野原高原線改良工事（13工区）契約額の変更について

1 契約変更の方法 当初 指名競争入札による契約  
変更 隨意契約

51,030,000円

53,410,350円

住所 東彼杵郡東彼杵町三根郷1622番地7

会社名 株式会社 桃原建設

代表取締役 桃原 保

## 議長就任挨拶

森 敏則



町民の皆様には、日頃より町議会の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

この度、去る5月27日開催の臨時会におきまして、引き続き議長として拝命いたすことと相成り、改めて責任の重さを痛感し、議会の「まとめ役」として全力で務めさせて頂く覚悟であります。

今、本町を取り巻く状況は東日本大震災により、国の財政も危機的な状況となり、財源の多くを国に依存している本町においては、これまで以上に財政的に厳しくなる事が懸念されます。

限られた財源の中で、効率的な町政運営を余儀なくされていることから、議会も行政と厳しい状況を共有し且つ議会独自の観点から活動する事が求められています。

このため、今期最初の取り組みとして、6月定例会において、地方分権、地域主権時代にふさわしい議会とは何かを、調査研究するため「議会改革特別委員会」を設置するとともに、昨今の著しい子どもの減少に伴い、児童がより良い教育環境の中で効率的な教育が受けられるよう、執行部とともに適正な学校規模について調査研究するため「学校規模調査検討特別委員会」を設置し、全議員で取り組んでまいることにしております。

従って各議員が、それぞれの力量を十分に発揮できるように配慮しつつ、議会本来の議決機関、チェック機関などの機能を十分に発揮するとともに、「きっちりした政策」を提言することで、東彼杵町の発展と町民の福祉向上が図られますよう誠心誠意、全力を傾注する決意でございます。

最後に、開かれた議会運営改革と活性化を図りながら町民から信頼される議会を目指して邁進していきます。

どうか、今後とも町議会に対し、より一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

**一生懸命がんばりますので  
よろしくお願ひします**

